

令和6年度いじめ防止対策推進法に基づく重大事態調査の実施状況について

横浜市では、令和6年3月に公表したいじめ重大事態の調査結果を踏まえ、現に発生している事案の速やかな調査移行を徹底してきました。

令和6年度中に調査が終了した事案について、「いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン」に則り、調査結果等を集約して公表します。

1 今回の公表事案 8件

※ このほか2件について、令和7年2月に報告書を個別に公表済みであり、6年度に計10件の調査が終了しました。

(内訳) ※詳細は、別紙1 (P 4) 参照

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案（第1号）····· 2件
 - ・相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いのある事案（第2号）····· 3件
 - ・両方に該当する事案（第1号・第2号）····· 3件

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）（抜粋）

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態調査の実施状況の振り返り

令和6年度は、早期発見・早期対応や、重大事態調査への速やかな移行、家庭、地域社会との連携強化などを課題として、8月にいじめや不登校に関する総合的な再発防止策を策定し、未然防止の段階から要調査の段階までの様々な取組を実施することで、全ての児童生徒が安心して学べる環境づくりを進めてきました。

その結果、いじめ重大事態の新規件数は、59件と大きく増加したものの、8件が学校主体調査（学校の調査組織に弁護士等の外部専門家を加えた調査）として、第三者の視点を交えて年度内に調査が完了しました。

この度、集約版として公表するにあたり、年度内に調査が完了した事案についての調査報告書を取りまとめた結果、以下の3点が共通の課題として見えてきました。

(1) いじめの認知と重大事態への移行のタイミング

いじめの早期対応には、教職員一人ひとりがいじめの定義を理解し、現場で直面した多様な事案の中で認知すべき事案を適切に峻別できるようになることに加え、学校いじめ防止対策委員会等における組織的な情報共有を速やかに実施することが重要です。

これについて、今回の調査終了事案のうち6件では、児童生徒・保護者からいじめの訴えを受けた後、学校が速やかにいじめとして認知し、組織的な対応につなげ、重大事態調査にも速やかに移行しています。

他方で、前年度にいじめを受けた生徒から訴えがあったものの、速やかないじめの認知ができなかった事案があったことも明らかになりました。この事案で、学校は、学年単位等で生徒の登校再開に向けた働きかけを行っていたものの、学校いじめ防止対策委員会等を活用した組織的な情報共有、対処ができておらず、重大事態への移行も検討できませんでした。令和6年度から取り組んでいる、早期察知、早期支援の取組をさらに徹底し、実効的なものとしていく必要があります。

○横浜市いじめ問題専門委員会からいただいたご意見（別紙2 P5）

- ・いじめを認知すべき事案を適切に峻別し、組織的に対応することはもちろん大切であるが、いじめの認知の有無にかかわらず、組織的・継続的な支援が必要な事案があるという認識を持ち続けることが重要である。
- ・学校に通えなくなっている児童生徒の支援やいじめ等への対処に当たって、不登校の日数や期間経過を強く意識する必要があり、新たに導入された「いじめ対応情報管理システム」の活用等により、迅速かつ実効的な支援が求められる。

(2) 早期の組織的対応の徹底と事実等の確認

いじめ事案については、まずは情報の共有を受けた学校が、児童生徒・保護者に寄り添いながら、早期に事実やその背景にある関係性等を明らかにし、組織的に対処方針を検討することが必要です。また、重大事態調査においても、それらを可能な限り明らかにすることが求められています。

横浜市では、早期に学校での組織的対応を開始するため、いじめの存在が疑われる段階で学校いじめ防止対策委員会を開き、積極的にいじめの認知を行うこととしています。しかしながら、訴え直後の児童生徒に対する聴き取りであっても、児童生徒間の言い分に食い違いが生じ直ちに事実の認定をすることができない事案は少なくありません。また、重大事態調査の段階においても、必ずしもいじめを受けた児童生徒・保護者が追加の聴き取り等を望まない場合などが存在し、今回の調査終了事案で、いじめの事実関係を確認できたものは3件となっています。

このような実情を踏まえつつ、学校が積極的ないじめの認知を通じた早期の組織的対応と正確な事実関係の確認のための努力を継続しながら、児童生徒・保護者と事実や状況を共有し、未来の担い手である児童生徒の成長に向けて、ともに考え、支援していくよう、一層取り組んでいくことが重要です。

○横浜市いじめ問題専門委員会からいただいたご意見（別紙2 P5、6）

- ・事案の性質等から、事実確認が十分になし得ない場合であっても、悩み、傷ついている児童生徒に対する何らかの支援措置は必要であり、いじめの有無にかかわらず組織的対応が重要である。
- ・いじめの「認知」は文部科学省の基本方針においても曖昧さがあるのが実情であり、その概念や事実確認の実施方法等について、改めて整理したうえで学校に周知してゆくことが必要である。

(3) 調査の実施と不登校支援

不登校重大事態（法第28条第1項第2号）について、文部科学省のガイドラインでは、学習支援や学校生活における悩みの解消等の一人ひとりの状況に応じた学びの継続に向けた支援策の検討を行い、不登校状態の解消を目指すことが調査の目的の一つとされています。

これについて、今回、調査終了した不登校重大事態（6件）のうち4件では、別室登校や特別支援教室・ハートフルの利用等により、不登校状態の解消の方向で進んでいる、又はその兆しがあることがうかがえます。一方、安心できる環境のもとで生活するため、いじめを受けた児童生徒が転校している事案も2件あり、重大事態調査を通じて、転校に至る前の学校の対応を改めて振り返り、いじめを受けた児童生徒・保護者の安心感をいち早く育めるよう、複数の教職員による見守り体制の構築や、柔軟なクラス替えなどの事案に応じた対策を実践していきます。

○横浜市いじめ問題専門委員会からいただいたご意見（別紙2 P6）

- ・不登校重大事態について、原則として学校主体で第三者の視点も交えながら調査を実施することで、「調査」と「支援」との連携が図られていることは評価できる。
- ・引き続き、不登校で苦しんでいる児童生徒に対して、適時に必要な支援を提供できるよう、「調査」と「支援」を並行して進めながら、重大事態に「対処」されていくことを期待する。

3 令和7年度の取組

このような課題を踏まえ、令和7年度は、不登校支援・いじめ対策部を新設し、学校による早期対応を支援・指導するチーム体制を強化しました。また、学校とのより緊密で速やかな情報共有を目的とした「いじめ対応情報管理システム」の運用を開始し、重大事態に至る前から、学校と教育委員会が情報を共有し、学校が登校再開のきっかけとなるような働きかけを行うよう促すことで、重篤化・長期化を防ぐ取組を進めています。

また、令和6年度までの取組を踏まえ、「横浜市いじめ防止基本方針」を改定しました。この方針に基づき、「いじめを絶対に許さない」意識を保護者や地域の皆さんと共有し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会を実現できるよう、取り組んでいきます。

(別紙1) 令和6年度に調査終了したいじめ重大事態

学校種	学年 (※1)	いじめ（疑いを含む。）の態様	該当条文	調査開始日	調査終了日 (※2)	主な再発防止策の概要
当該児童生徒・保護者の意向を踏まえ、非公表						<ul style="list-style-type: none"> 学年会議以外の会議の充実による未然防止の強化 ヒアリングシートの活用等による児童生徒の様子に関する情報共有の充実
小学校	1	叩かれたりする	1号 2号	令和6年 11月21日	令和7年 3月27日	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒に寄り添った対応に向けた、学校と家庭の連携強化や組織的に情報共有する意識の醸成 児童生徒のアセスメントや適切な初期対応等に関する校内研修の実施
中学校	2	嫌なことを言われる	1号 2号	令和6年 12月18日	令和7年 3月16日	<ul style="list-style-type: none"> 積極的ないじめ認知と組織的な対応に向けた校内会議における情報共有の充実 心理や福祉の専門家のアドバイス及び家庭の協力を得ながら実施する児童生徒に寄り添った対応
中学校	1	携帯電話等で嫌なことをされる	1号	令和6年 12月18日	令和7年 3月19日	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒のネットリテラシー育成のための教科「技術」「道徳」等の計画、実行 教職員の危機管理意識の醸成と連絡体制の強化
小学校	3	嫌なことを言われる、嫌なことをされる	1号 2号	令和7年 1月10日	令和7年 3月7日	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止対策委員会の充実と専門職及び関係機関との連携強化 チーム学年経営、教科担任制等の充実 不登校児童生徒に対する校内支援体制の強化
小学校	4	嫌なことをされる	2号	令和7年 1月10日	令和7年 3月7日	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止対策委員会の充実と専門職及び関係機関との連携強化 チーム学年経営、教科担任制等の充実 不登校児童生徒に対する校内支援体制の強化
中学校	1	仲間はずれ	1号	令和7年 1月24日	令和7年 3月23日	<ul style="list-style-type: none"> いじめ認知の重要性や児童生徒理解の推進に向けた教職員研修の充実や関係機関との連携強化 Y-Pアセスメントの活用等による児童生徒に寄り添った授業づくりや学年行事の検討、実施
中学校	1	嫌なことをされる	2号	令和7年 2月3日	令和7年 3月12日	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ丁寧な事実確認の実施

次の2件については、令和7年2月に報告書を個別に公表済み

小学校	1	嫌なことを言われる、嫌なことをされる	1号 2号	令和3年 4月15日	令和7年 2月14日	<ul style="list-style-type: none"> 学校におけるいじめの初動対応の改善 家庭・関係機関と連携したいじめの未然防止、関係団体向けのいじめ対応の啓発 自校において通級指導が受けられる校内通級モデルの実施
中学校	2	嫌なことをされる	1号 2号	令和3年 4月15日	令和7年 2月14日	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援・配慮が必要な児童生徒に対する理解促進と組織対応の徹底 不登校の居場所づくりと、DXを活用した学びの保障

※1 事案発生時（事案が複数ある場合は、最初の事案発生時）の学年

※2 今回の公表事案については調査に関与した第三者の専門家による所見の記載・確認日

令和7年8月21日付で諮問がありました、令和6年度いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）に基づく重大事態調査の実施状況について、次のとおり意見を具申します。

(1) いじめの認知の有無にとらわれない支援及び不登校重大事態にある児童生徒への迅速かつ実効的な支援の必要性について

法2条1項の「いじめ」は、行為の対象となった児童生徒の心身の苦痛という主観を基礎として「いじめ」を捉えようとするものです。これは、児童生徒が、悩み・傷つき等を抱えている場合には、まずは、その児童生徒の悩み・傷つき等を受け止めることが重要であるというメッセージであると理解すべきです。そのうえで、法は、その悩み・傷つき等の要因となっている事実関係を速やかに確認することを求めています（法23条2項）。

この事実関係の確認の結果、他の児童生徒によるいじめの存在が明らかになった場合には速やかにいじめを認知し、いじめを行った児童生徒に対して、法23条3項以下の指導、措置等を行うことが求められます。仮に、事実関係の確認がとれず、直ちにいじめとしての認知をできない場合であっても（その原因として、いじめの存在を裏付ける証拠等が不十分である、背景事実が複雑であるために全容を把握するために時間を要する等、様々な事情が考えられます。）、いじめを受けたと訴えている児童生徒の悩み・傷つき等が消失しているわけではありませんので、この児童生徒への教職員の支援は継続されなければなりません。このように、いじめを認知すべき事案を適切に峻別し、組織的に対応することはもちろん大切なことです、いじめの認知をしない事案又はその時点においていじめの認知ができない事案においても、組織的・継続的な支援が必要な事案が少なからず存在する、という認識を持続続けることが重要です。

児童生徒が、いじめが原因で登校することができない疑いがある事案においては、教育を受ける権利が日々侵害されている状況であるとの認識を持ち、学校・教育委員会は、学校に通えなくなっている児童生徒の支援やいじめ等への対処に当たって、欠席日数や経過期間等を強く意識しながら臨むことが必要です。その観点から、新たに導入された「いじめ対応情報管理システム」の活用が求められます。

なお、不登校重大事態においては、現に登校することができない状態にある児童生徒を可及的速やかに支援する必要があるため、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいても学校主体で調査を行うことを原則としています。調査に際しては、法23条2項の規定により行っている事実確認の結果を積極的に活用し、第三者的視点も入れつつ、対象児童生徒に対する迅速かつ実効的な支援を模索し、実施していただきたいと思います。

(2) 横浜市教育委員会におけるいじめの「認知」概念の整理の必要性と各学校現場におけるいじめの事実確認のスキルの向上等について

学校で速やかにいじめの認知がなされていたものの、重大事態調査の結果、いじめの事実関係を確認できたものはその一部にとどまっているとのことです。これは、学校において、早期の組織的対応につなげるために、事実確認を行う前の、いじめの訴えがあった段階でいじめを認知していたことに起因するようです。他方において、横浜市教育委員会管下の学校においても、いじめの事実確認を行ったうえで、事実が確認されたものを組織的に認知するという扱いをしている学校もあると聞いています。

このような運用のばらつきがある点については、そもそも、いじめの「認知」が何を意味するのか、分かりにくいという問題点があります。文部科学省のいじめ防止等のための基本的な方針には、「ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である」（p7、p29、別添2のp4）、との記載があり、読み方によつては、いじめの疑いがあれば、いじめとして認知すべきようにも読みます。また、文部科学省が公表している「いじめの認知について」では、いじめの認知を正確に行なうことは極めて重要である旨が指摘され、法2条1項の「いじめ」の定義が記載されていますが、他方で、「いじめの芽」や「いじめの兆候」も「いじめ」であるとされており、そもそも何を認知

すべきなのか、ということが曖昧になっているように思われます。

このように、「認知」の意味内容が分かりにくい状況の下では、学校現場としても対応が区々になりますし、「認知件数」が統計的に意味をなさないものになりますので、今後、横浜市教育委員会として改めて概念の整理をした上で、各学校に対して方針を示していくべきです。

他方、前記（1）で述べたように、いじめの事実確認は法23条2項により要請されているところであります。いじめを受けた疑いのある児童生徒からの聴き取りのほか、いじめを行った疑いのある児童生徒からの聴き取りや周辺児童生徒からの聴き取り、客観的資料等の確認等を行って、事実関係を的確に把握することが求められます。その事実確認にあたっては、児童生徒が学校生活において相互に影響を与え合いながら、その関係性の中で成長するものであるということを踏まえておく必要があります。いじめ行為の事実確認においては、そのような関係性の中で、行為の意味づけや関連する相互の情動の流れを捉える必要があり、また、学級やグループなどの集団構造の中で行為の意味を理解する必要があるのです。このような背景事実を含めた事実関係の確認作業は、組織的かつ多角的視点から行うことが必要であり、今後、研修等を通じて、そのような事実関係の確認の実施方法について周知し、学校組織の実践力の強化を図ってゆくことが必要であると考えます。

なお、事実確認の方法を適切に講じたとしても、事案の性質等から、事実確認が十分になし得ないということも起こります。その場合において、「いじめが明らかにならないから、その児童生徒への支援が必要でないということにはならない」、ということは既に申し上げたとおりです。いじめの有無にかかわらず、悩み、傷ついている児童生徒がいる場合には、その児童生徒に対する何らかの支援措置は必要であり、いじめが認められなくても、組織的対応が必要であると考えられる事案も多々あります。

「いじめであるか否かによって、支援のあり方が異なるだけであり、支援の必要性自体がなくなるわけではない」ということは改めて強調しておきたいと思います。

（3）重大事態調査と不登校児童生徒に対する支援との連携

令和6年8月のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等も踏まえて、横浜市教育委員会では、令和6年度に新たに認定した不登校重大事態のうち、多くのケースで、調査組織について、第三者委員会ではなく、学校または教育委員会事務局を主体として調査を行い、そこに調査の客観性と公正さを確保するために第三者である専門家を関与させる形態で実施しているとの報告を受けています。

令和5年度以前は、不登校重大事態においても、第三者委員会調査として実施するものが相当数ありました。第三者委員会調査ですと、調査終了までに長期間の時間を要することが避けられず、学校に通えずに苦しんでいる児童生徒に対して、適時に必要な支援を提供することができない、という課題がありました。これを、原則として学校主体で調査を実施することによって、「調査」と「支援」との連携が図られ、現に早期の登校再開につながっている事案もあることからすれば、重大事態調査が、重大事態に「対処」するためのものである、という法28条1項の趣旨をより良く実現できているように思われます。

（4）横浜市教育委員会の今後の取組への期待

ア いじめ重大事態には、小中高生が自死等で命を失うという痛ましい事案もあれば、いじめを理由とする不登校が始まってから1、2か月という事案もあり、重大事態調査の主たる目的は、事案によって異なります。

自死事案であれば、どうして我が子が亡くなってしまったのかというご遺族の思いに応え、同種事案の再発を防止するためにはどうしたらよいのか、ということを考察することが主たる目的になります。他方で、不登校の事案でいじめを受けた児童生徒が、学校に行きたいけれどいじめが原因で行くことができないという事案であれば、どうすればその状態を解消することができるのかを考えることが目的となります。それぞれの「重大事態への対処」のための調査も、何のために行うのか、その目的のためにどのような調査を行うのか、その調査を対象児童に対する支援とどのように連携させるのかを考えなければなりません。

重大事態の内容によって、主たる目的、調査組織のあり方、調査期間、支援対象等がそれぞれ異なり、学校設置者たる教育委員会には、個々の事案に即した丁寧な対応が求められます。とりわけ校内では、児童生徒は担任の教員のみならず、生徒指導（児童支援）専任教諭や養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、多様な専門性を持った人たちと関わっており、それぞれの関わりの中で児童生徒が見せる「顔」もさまざまです。調査に当たっては、様々な職種の専門家の意見を広く聴取してゆくことが、児童生徒の多様な側面を明らかにするとともに、チーム学校に向けたその後の連携を豊かにしてゆくと思われますので、このような視点を踏まえた調査のあり方を工夫していただきたいと思います。

横浜市教育委員会においては、既に人的・物的に体制を強化し取り組まれているとのことです。調査や支援の一層の充実、強化を図る中で職員等の業務過多も懸念されるところであり、横浜市には、引き続き、実情に応じた体制整備に躊躇することのないよう取組を求める。

イ 本専門委員会は、「いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン」を令和7年2月に改訂しました。これを受けて、教育委員会は、公表ガイドラインを尊重し、令和7年度から公表のあり方を変えています。これまで、個々の報告書の公表版を作成して公表してきましたが、今後は、①公表版（マスキング版）、②編集版という形での公表のほか、③集約版といった形で公表することが予定されています。

今回は、公表ガイドライン改定後にはじめて③の集約版の形式を取ったものです。調査主体や調査期間、主な再発防止策などを比較して確認できるという利点はあるようと思われますが、集約版における報告は新たな試みであり、公表の意義を満たすような内容となるよう、今後も継続的に本専門委員会としても必要に応じて意見を述べてゆきます。また、一般市民、教育関係者その他の方から何らかの意見が寄せられるかもしれません。さらに、重大事態調査の結果を活かすという観点からすれば、学校現場における再発防止策の実践が重要であるところ、どのような方法、段取りによって実践を進めてゆくのかについては、この集約版からは明らかではありませんので、横浜市教育委員会は、引き続き、各学校現場において再発防止策が具体化され、実践されるよう指導、助言していくとともに、その内容や成果を本専門委員会に共有していただきたいと思います。

重大事態の適切な公表によって市民社会全体で情報の共有が進み、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たして、今後ますます市民社会協働のいじめ防止活動が具体化され、活性化していくことを期待するものです。

以上

【参考】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（抜粋）

（いじめに対する措置）

- 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

1 公表の意義

- (1) 社会に対して事実関係を正確に伝え、社会全体でいじめ防止対策について考える契機となること。
- (2) 市民目線に立って、学校及び学校の設置者のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を図ること。
- (3) 調査結果の信頼性を保つこと。

2 公表の方法について

(1) 公表版による公表

情報公開条例を踏まえ、調査報告書の個人情報等に黒塗りを施したもの。

(2) 編集版による公表

調査報告書の内容をもとにして、調査に関与した専門家が、読みやすく理解しやすいように作成した黒塗りの無いもの。

上記(1)(2)の方法によらない場合は、実施された重大事態調査によって明らかとなった共通の課題を整理した上で、個別の調査報告書を取りまとめ、集約版として公表する。

3 公表の方法等の判断及び手順等について

(1) 公表の方法等の判断

事案の個別事情を考慮した上で、最終的には教育委員会が判断する。判断するにあたっては、調査に関与した専門家に、公表前に意見を求める。判断が困難な事案は、同専門家の意見を踏まえつつ、横浜市いじめ問題専門委員会が教育委員会に対し意見具申を行う。

(2) 公表の手順

公表版又は編集版による公表の場合は、公表前に、当該児童生徒及び保護者に報告書を提示、公表への意向確認、関係児童生徒及び保護者への説明を行う。

(3) 公表する時期

ア 公表版・編集版

当該児童生徒側の意向確認及び関係児童生徒側への事前説明後、速やかに公表する。

イ 集約版

調査が終了した年度の翌年度上半期に公表する。

(4) 公表する期間

横浜市のウェブサイト上で、6か月程度とする。

お問合せ先

教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課担当課長 幸柳 康弘 Tel 045-671-3712